

## 6 出願後の不慮の事故等による受験上の配慮

- 大学入学共通テスト出願後の不慮の事故等（交通事故，負傷，発病，症状の悪化等）のために受験上の配慮を希望する者には，申請に基づき大学入試センターで審査の上，受験上の配慮事項を決定します。
- この申請は，申請する理由が出願後に発生した場合に限り行うことができるものです。出願時までに申請すべき内容であった場合には対象となりません。
- 申請期間は，令和8年12月10日（木）から令和9年1月12日（火）17時までです。申請の準備が出来次第，速やかに申請してください。
- 提出する診断書は，大学入試センター所定の「【B】診断書」（→53～62 ページ）の様式を使用し，医師に発症等の時期及び希望する配慮事項が必要な理由を必ず明記してもらってください。なお，「出願後の不慮の事故等による受験上の配慮」については，申請書は「問合せ大学」の窓口で配付します。「【A】受験上の配慮申請書」及び「【C】状況報告書」の作成・提出は不要です。

### 【申請の手続き】

- ① 「**3-1** 主な配慮事項」（→10 ページ），「**3-2** その他の配慮事項」（→23 ページ）を確認し，希望する配慮事項を検討。
- ② 「【B】診断書」（→53～62 ページ）を取得。
- ③ （12月4日（金）10時から）共通テスト出願サイトより受験票を取得・印刷。  
**申請期間：令和8年12月10日（木）から令和9年1月12日（火）17時まで**
- ④ 「問合せ大学」（受験票に記載）に電話連絡し，申請窓口の場所等を確認。
- ⑤ 志願者本人又は代理人（保護者等）が，「【B】診断書」（原本）及び「受験票」を問合せ大学に持参し，問合せ大学の窓口で申請書を記入して申請。
- ⑥ 大学入試センターから，志願者本人に送付される「受験上の配慮事項決定通知書」（→33 ページ）で審査結果を確認。試験当日は「受験上の配慮事項決定通知書」を持参。

### 【注意事項】

- 「出願後の不慮の事故等による受験上の配慮」は，受験票に表示された試験場で実施するため，試験直前の申請や，試験場の設備等の状況により，申請内容への対応ができないような場合には，希望する配慮が行えないことがあります。
- 障害等の程度や希望する配慮事項によっては，十分な審査を行うため，大学入試センターから，「【B】診断書」以外に追加で書類等の提出を求める場合があります。
- 申請時期が期限直前などの理由で，「受験上の配慮事項決定通知書」等が試験前日までに届かない場合，大学入試センターから審査結果を電話で連絡します。また，申請したにもかかわらず配慮事項に漏れ等がある場合は，大学入試センター事業第1課（→裏表紙）まで直ちに連絡してください。